

墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案		現 行	
別表		別表	
1 区長の附属機関		1 区長の附属機関	
名 称	担任する事務	名 称	担任する事務
墨田区指定管理者選 定委員会 ～すみだ環境ふれあ い館企画運営委員 会	〔略〕	墨田区指定管理者選 定委員会 ～すみだ環境ふれあ い館企画運営委員 会	〔略〕
〔削除〕		墨田区小規模企業特 別融資資金融資あっ せん審査会	小規模企業特別融資 資金の融資あっせん に係る審査に関する こと。
墨田区産業振興会議 ～墨田区予防接種健 康被害調査委員会	〔略〕	墨田区産業振興会議 ～墨田区予防接種健 康被害調査委員会	〔略〕
〔削除〕		すみだ燃えない・壊 れないまちづくり会 議	建築物の不燃化及び 耐震性の向上に係る 施策の研究及び政策 的提案に関すること。
2 〔略〕		2 〔略〕	

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。